

熱中症予測実証実験協力者募集要領

1 要領の目的

東京都は、情報公開や政策実現などの様々な場面において最新の ICT を活用した、より質の高い行政サービスを提供していくことが求められています。昨今の ICT の進展は目覚ましく、ビッグデータ分析技術の飛躍的發展により、今後、様々な分野で展開が見込まれていますが、特に、予測・シミュレーション機能の向上が大いに注目されています。一方で、ビッグデータ分析は、活用シーンや期待された効果が得られるかなど、未知の要素も多くあり、実際に都政で活用するためには、更なる検証・検討が必要な状況です。

本要領は、ビッグデータ分析技術の活用方法等の検討にあたり実証実験を行うため、協力者を公募する事項を定めるものです。

2 事業概要

(1) 事業目的

都民の安心・安全確保のため、盛夏に開催される東京 2020 大会も見据えた上で、熱中症予測により事前の対応（予防対策構築、早めの屋内待避など）を可能とすることを目指し、都が民間事業者と共同してビッグデータ分析による熱中症予測の実証実験を行うものです。

(2) 実証実験の内容

都や民間が保有する気象データ及び熱中症に関連するデータ等を組み合わせ、熱中症対策に有効と考えられる指数等を検討し、ビッグデータ分析による予測を行う実証実験を行います。この実証実験は、協力者が提供するシステム環境等（都が保有するデータ以外のデータやその他必要な調達を含む）により実施することとします。

※都の保有データの提供については、都及び協力者との協議の上決定致します。

(3) 公募対象 熱中症予測技術・サービスの条件

公募対象の熱中症予測技術・サービスは、次に掲げる事項を満たすものとします。（その他、活用が期待できる技術・サービスがある場合は企画提案書に含めるようにしてください。ただし、提案内容の実施については、都と協議の上決定するものとします。）。

ア 気象データ及び熱中症に関連する民間データ等の組み合わせによる熱中症対策に有効な指数等の予測及び検証を行う技術・サービスであること。

イ 気象データ及び熱中症に関連する民間データ等の組み合わせによる熱中症対策に有効な指数等の予測結果を地理情報システム（G I

S) 等にマッピングし、可視化を行う技術・サービスであること。
ウ 予測結果等について、SNS の活用等、都民に対する効果的な情報発信手法が含まれること。

(5) 実施対象地域・地点

次に掲げるアを満たし、かつイも含めることができることとします。

ア 東京 2020 大会期間中のライブサイト候補地¹等を含む東京 2020 大会観戦が可能な会場等のうち 1 か所以上

イ 東京都内エリア

※予測を実施する地域・地点の範囲は企画提案の内容に含めることとします（例：1 キロメートルメッシュで 10 キロメートル四方など）。

※実証期間中の温度計等の機器について設置が必要な場合は、都と協議の上、設置について決定します。ただし、設置及び撤去については、協力者の負担になります。

(6) 実施時期

平成 30 年 6 月下旬から平成 30 年 7 月までの期間において、詳細は都及び協力者との協議の上決定します。

(7) 事業の前提

実施に当たっては、次の事項を遵守してください。

ア 実証実験に使用するシステム環境の管理は、協力者の責任において行ってください。

イ 実証実験中に寄せられる事業への質問や苦情に対して、協力者は、回答の作成等において都を支援するものとします。

ウ 障害等が発生した際の緊急連絡先を企画提案書及び実施計画書に記載してください。

エ 応募、実証実験の実施及び報告に伴い発生する費用は協力者が負担することとし、都はいかなる費用も負担しません。

オ 実証実験で利用するデータは都と共有することとします。また、都から提供した資料及びデータについて、都の許可を得ることなく第三者への開示、転載、掲載を行うことを禁止します。

3 応募者の資格

次に掲げる全ての事項を満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。

¹ 都立代々木公園、都立日比谷公園、都立井の頭恩賜公園、都立上野恩賜公園、品川新駅（仮称）前用地、池袋西口公園（東京芸術劇場前）、都庁都民広場、臨海部（青海地区等）

- (2) 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業の実施能力を有する者であること（2（2）を満たす技術力を有し、事業として取り組んでいること。）。)

4 応募方法

(1) 応募（辞退）届

「熱中症予測の実証実験協力者応募（辞退）届（様式 1）（以下「応募（辞退）届」という。）」を次により提出してください（応募（辞退）届の提出は、その後の応募を拘束するものではありません。応募（辞退）届提出後に辞退する場合は、応募（辞退）届を、平成 30 年 5 月 28 日（月曜日）までに提出し、辞退する意向を明らかにしてください。）。)

ア 受付期間

平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）から同年 5 月 28 日（月曜日）まで
※辞退届については、5 月 30 日（水曜日）までとする。

イ 受付方法

下記住所まで持参してください。

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 13 階中央
（東京都総務局情報通信企画部企画課（情報通信施策推進担当））

(2) 提出書類、提案書の様式

ア 応募（辞退）届（様式 1）

イ 企画提案書（様式 2）

ウ プレゼンテーション資料（A4 版・横置き、横書き、両面刷り、20 頁以内の範囲内で自由様式とします。動画がある場合は、キャプチャを 1 枚程度紙で提出し、電子データについては動画データ全てを提出してください（15 分間のプレゼンテーションで全て説明できる分量としてください。）。)

エ 熱中症予測実証実験協力者応募に係る誓約書（様式 3）

※「企画提案書（様式 2）」及び「プレゼンテーション資料」には、企業名、製品名及びそれらを連想させる名称は記載しないでください。

※様式指定のあるア～イ及びエについては、フォントサイズは 10.5 以上としてください。また持参いただく際は A4 版としてください。

(3) 提案書類の提出方法

上記4(1)を、下記住所まで紙で8部持参してください。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎13階中央
(東京都総務局情報通信企画部企画課(情報通信施策推進担当))

なお、持参後、都から示された方法により、電子データでの提出を併せてしてください。

(4) 応募期間

平成30年5月24日(木曜日)から同年6月13日(水曜日)正午まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までに限ります。)

(5) 応募後の取扱い

ア 提出書類は、返却、引き換え、変更、加除修正、取消しをすることができないものとします。

イ 提出書類は、企画提案の選定以外には無断で使用しません。

ウ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

エ 協力者と協定を締結した後は、協力者の提出書類を関係者に供するものとします。

(6) 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書(様式4)により、次のとおり受け付けます。

なお、応募(辞退)届を提出し、応募の意思を表明した者のみ質問を受け付けます。

ア 質問受付期間

平成30年5月24日(木曜日)から同年5月28日(月曜日)午後5時まで

イ 質問方法

E-mailに質問書を添付してください。

ウ 提出先

下記8により指定されたメールアドレスへ提出してください。

エ 提出の際のルール

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【実証実験質問】(6ケタの送信年月日)(事業者等所属名)

例)【実証実験質問】300528 東京都

オ 質問に対する回答

質問とそれに対する回答を一覧にして、応募（辞退）届を提出し、応募の意思を明らかにした者全てに FAX または E-mail にて送付します。

カ 質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに則していない質問は受け付けないことがあります。

5 提案書の審査及び協力者の選定

(1) 審査方法

企画提案を審査するために「実証実験等協力者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を構成し、別に定める評価基準（別紙2）に基づき総合的に審査します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおり企画提案者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行います。詳細については別途応募者宛に通知します。

ア 日時

平成 30 年 6 月中旬（予定）

イ 場所

東京都庁舎内会議室

ウ 出席者及び所要時間

5 名以内で、35 分間（説明 15 分間、質疑応答 20 分間）とする。

エ その他

(ア) プレゼンテーションでは、都が用意するプロジェクター、スクリーン及び VGA ケーブル、HDMI ケーブルは使用できるものとします。

ただし、準備に係る時間も説明時間（15 分）に含めることとします。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とし、協定書等へ反映するものとします。

(3) 選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

ア 公募開始 平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）

イ 応募届の受付 平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）から同年 5 月 28 日（月曜日）午後 5 時まで

ウ 質問の受付 平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）から同年 5 月 28 日（月曜日）午後 5 時まで

エ 上記質問に対する回答 平成 30 年 5 月 29 日（火曜日）（予定）

オ 辞退届の受付 平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）から同年 5 月 30 日（水曜日）まで

カ 企画提案書の受付 平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）から同年 6 月 13 日（水曜日）正午まで

キ プレゼンテーション及びヒアリング 平成 30 年 6 月中旬（予定）

ク 協力者の選定 平成 30 年 6 月下旬（予定）

(4) 協力者の選定

ア 選定方法

協力者は、企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容から、別に定める評価基準（別紙 2）と照らし、採点結果の上位から都が指定する順位までを採用とします（「都が指定する順位」については、提案された内容等を勘案して別途指定します。）。

イ 審査結果及び選定結果

(ア) 通知期日

平成 30 年 6 月下旬（予定）

(イ) 通知

提案された全ての企画提案書の得点を提案書の提出者ごとに一覧表にし、全ての企画提案者に書面により通知します。審査に対する個別の問合せには対応しません。

(5) 審査の考え方

別紙 2 「熱中症予測の実証実験協力者応募企画提案書評価基準」のとおり。

6 協定の締結

協力者に選定された者は、都が用意する次に掲げる全ての事項を含む協定を都と締結するものとします（協定書は、協力者に決定した者に提示します。協定内容は、本要領の内容を基本とします。）

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 運営体制に関すること
- (3) 個人情報の保護に関すること
- (4) 秘密保持に関すること
- (5) 誓約書の順守に関すること

7 注意事項

- (1) 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、都の保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- (2) 応募に係る費用は応募者による負担とし、都はいかなる費用も負担しません。

- (3) 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料の内容は、公表されているものを除き、第三者への漏えいを禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出の際都へ返却するものとします。
- (4) 提案が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を十分反映するものとします。なお、採用された提案について、都は協力者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。
- (5) 電子データで提出するものは、PDF形式としてください。
- (6) 本件に係る公募の手続、都との協議及び提出物に使用する言語は日本語に限ります。
- (7) その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

8 担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 13階中央

東京都総務局情報通信企画部企画課（情報通信施策推進担当）

電話 03-53820-7930

FAX 03-5388-1250

E-mail S0000013@section.metro.tokyo.jp